

# 利用者負担説明書

介護老人保健施設をご利用される利用者のご負担は、介護保険及び介護予防の給付にかかる通常1割の自己負担分と保険給付対象外の費用（居住費、食費、利用者の選択に基づく特別な療養室料及び特別な食費、日常生活で通常必要となるものに係る費用や、理美容代、倶楽部等で使用する材料費、診断書等の文書作成費等）を利用料としてお支払いいただく2種類があります。

なお、介護保険及び介護予防の保険給付の対象となっているサービスは、利用を希望されるサービス〔入所、短期入所療養介護（介護予防含む）、通所リハビリテーション（介護予防含む）〕ごとに異なります。

また、利用者負担は全国統一料金ではありません。介護保険（介護予防）給付の自己負担額は、施設の所在する地域（地域加算）や配置している職員の数で異なりますし、利用料も各施設ごとの設定となっております。当施設の利用者負担につきましては、次頁以降をご参照ください。

介護保険には、大きくわけて、入所をして介護保険を利用する施設サービスと在宅において種々のサービスを受ける居宅サービス及び介護予防のサービスがありますが、それぞれご利用方法が異なります。

施設サービスをご希望される場合は、直接施設にお申し込みいただけますが、短期入所療養介護（介護予防含む）、通所リハビリテーション（介護予防含む）は、居宅サービスであり、原則的にご利用に際しては、居宅支援サービス（介護予防サービス）計画（ケアプラン）を作成したあとでなければ、保険給付を受けることができませんので注意が必要です。また、送迎、入浴といった加算対象のサービスも、居宅支援サービス（介護予防サービス）計画に記載がないと保険給付を受けられませんので、利用を希望される場合は、居宅支援サービス（介護予防サービス）計画に記載されているか、いないかをご確認ください。

居宅支援サービス計画は、利用者ご本人が作成することもできますが、居宅介護支援事業所及び介護予防支援事業所（地域包括支援センター）に作成依頼することもできます。

詳しくは、当施設の担当者にご相談ください。

## 入所の場合の利用者負担額

### 1 保険給付の自己負担額

施設サービス費（介護保険制度では、従来型個室を利用した場合と多床室（2人室・4人室）を利用した場合とでは、利用料が異なります。また、要介護認定による要介護の程度によっても利用料が異なります。以下は1日あたりの自己負担分です。）

（千葉市は3級地に区分されており、10.68を乗じた額が単価となっています。）

#### ◇従来型個室：

・要介護1	842円/日
・要介護2	922円/日
・要介護3	992円/日
・要介護4	1,052円/日
・要介護5	1,111円/日

#### ◇多床室：

・要介護1	931円/日
・要介護2	1,012円/日
・要介護3	1,083円/日
・要介護4	1,145円/日
・要介護5	1,202円/日

### 【その他の加算】 別紙

### 2 利用料

#### ① 食費（1日当たり） 1,850円

（ただし、食費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている食費の負担限度額が1日にお支払いいただく食費の上限となります。）

#### ② 居住費（療養室の利用費）（1日当たり）

・従来型個室	1,728円
・多床室	560円

（ただし、居住費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている居住費の負担限度額が1日にお支払いいただく居住費の上限となります。）

\*上記①「食費」及び②「居住費」において、国が定める負担限度額段階（第1段階から3段階まで）の利用者の自己負担額については、《別添資料1》をご覧ください。

入所者が選定する特別な室料／1日	個室（A）	1,650円
	個室（B）	1,100円
	2人室	1,650円

個室、2人室のご利用を希望される場合にお支払いいただきます。なお、個室、2人室をご利用の場合、外泊時にも室料をいただくこととなります。

#### ④ 日用品費／1日 実費

利用者様個々に使用するフェイスタオル、大判タオル、おしぼり、清拭布、ティッシュペーパー、ボディシャンプー、シャンプー、リンス、ボディ・ハンド・フットケア用品（パウダー、クリーム、オイル、シェービング他）、口腔ケア用品、衛生用品等の費用です。

#### ⑤ 教養娯楽費／1日 実費

行事、リハレクリエーションを除く、利用者様個々に行うレクリエーションや倶楽部

で使用する材料等の費用です。(画用紙、和紙、折り紙、粘土、絵の具、色鉛筆、半紙、墨汁、手芸、遊具等)

- |                                     |              |        |
|-------------------------------------|--------------|--------|
| ⑥ 理美容代                              |              | 2,000円 |
| 理美容をご利用の場合にお支払いいただきます。              |              |        |
| ⑦ 文書料・各種証明料                         | 1,100～5,500円 |        |
| ⑧ 予防接種料                             |              |        |
| 希望によりインフルエンザ等の予防接種を行った場合は実費をいただきます。 |              |        |
| ⑨ 介護保険外で送迎を行った場合(片道)                |              | 2,200円 |
| ⑩ 口腔ウェットシート(嚥下困難やPEGの方)             | 1個当たり        | 483円～  |
| ⑪ 電気代(持込機器の場合)1機種/1日                |              | 55円    |

### 3 お支払い方法

- ・毎月15日頃までに、前月分の請求書を発行しますので、その月の末日までにお支払いください。お支払いいただきますと領収書を発行いたします。
- ・お支払い方法は、現金、現金書留、銀行振込みの3つの方法があります。利用申し込み時にお選びください。

《別添資料1》

**「国が定める利用者負担限度額段階（第1～3段階）」  
に該当する利用者等の負担額**

- 利用者負担は、所得などの状況から第1～第4段階に分けられ、国が定める第1～第3段階の利用者には負担軽減策が設けられています。
- 利用者が「利用者負担」のどの段階に該当するかは市町村が決定します。第1～第3段階の認定を受けるには、利用者ご本人（あるいは代理人の方）が、ご本人の住所地の市町村に申請し、市町村より「介護保険負担限度額認定証」を受ける必要があります。この利用者負担段階について介護老人保健施設が判断・決定することはできません。また、「認定証」の提示がないと、いったん「第4段階」の利用料をお支払いいただくことになります。（「認定証」発行後、過払い分が「償還払い」される場合があります）
- 利用者負担第1・第2・第3段階に該当する利用者とは、おおまかには、介護保険料段階の第1・第2・第3段階にある次のような方です。
  - 【利用者負担第1段階】  
生活保護を受けておられる方か、所属する世帯全員が市町村民税非課税で老齢福祉年金を受けておられる方
  - 【利用者負担第2段階】  
所属する世帯全員が市町村民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が80万円以下の方
  - 【利用者負担第3段階①】  
所属する世帯全員が市町村民税非課税で、利用者負担第2段階以外の方（課税年金収入額が80万円超120万円以下の方など）
  - 【利用者負担第3段階②】  
所属する世帯全員が市町村民税非課税で、利用者負担第2段階以外の方（課税年金収入額が120万円超える方など）
- その他詳細については、市町村窓口でおたずねください。

負担額一覧表（入所1日当たりの利用料）

（円）

負担段階	食費	利用する療養室のタイプ		
		ユニット型個室	ユニット型準個室 従来型個室	多床室
利用者負担第1段階	300	880	550	0
利用者負担第2段階	390			430
利用者負担第3段階①	650	1,370	1,370	430
利用者負担第3段階②	1,360			